

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

1 処分を受ける事業者名等

事業者の名称	株式会社カイトクト
代表者の名称	代表取締役 木村 達行
事業者の所在地	大分県由布市湯布院町川南103の5番地
事業所の名称	在宅型就労移行支援ホープ大分光吉
事業所の所在地	大分県大分市光吉896番地の1
事業所番号	4410105029
サービス種類	就労移行支援
処分年月日	令和6年3月 1日
指定取消年月日	令和6年3月31日

2 処分理由

(1) 訓練等給付費等の請求に関し不正があったため。

(法第50条第1項第5号に該当)

(ア) 職業指導員及び生活支援員並びに就労支援員について、人員基準を満たしておらず、人員欠如減算適用となるにもかかわらず、減算せずに請求していた。

5, 585件

(イ) 福祉専門職員配置等加算Ⅲを算定できない月があったにもかかわらず、福祉専門職員配置等加算Ⅲを算定していた。

7, 335件

(ウ) 訓練等給付費に不正があったため、併せて返還となるもの。

福祉・介護職員処遇改善加算 (I) 511件

福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (I) 511件

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 168件

就労移行支援サービス費に係る特例的な上乘せ 102件

(2) 就労移行支援に関し不正又は著しく不当な行為があったため。

(法第50条第1項第10号に該当)

監査時に当該事業所が人員基準や加算の算定要件等を満たす旨の勤務表等を作成し、市に提出した。さらに、実地指導時においても、適切な人員配置ができているかのような出勤簿、勤務表等を市へ提示していた。

3 処分に伴う返還額

22, 447, 282円